

IV ボランティア活動に関する各種制度等

1 ボランティア活動と表彰制度について

○ 青少年の奉仕活動・体験活動の推進方策等について（答申）

（中央教育審議会，平成14年7月29日）

5. 社会的気運の醸成～皆が参加したくなる雰囲気づくりを～

国民一人一人が奉仕活動・体験活動の意義を理解し、身近なものとしてとらえ、日常生活の一部として継続して取り組んでいくためには、社会全体でこれらの活動を推進していく気運を醸成していくことが不可欠である。このため、奉仕活動・体験活動に関する年次報告など奉仕活動・体験活動に関する積極的な広報・啓発、ボランティア活動推進月間など活動に気軽に参加できる雰囲気作り、活動を継続して取り組む者に対する顕彰の工夫などに取り組む必要がある。

(1) 奉仕活動・体験活動に対する社会的気運の醸成

2) 活動の顕彰

奉仕活動・体験活動に継続的に取り組む者を幅広く社会的に認知し、その取組を顕彰していくことも重要である。ボランティア活動等に関する表彰・顕彰については、既に国や地方公共団体、企業や民間団体等により様々なものがあるが、例えば、以下のような点について検討することが望ましい。

○ 活動に携わるあらゆる人や団体が対象となる工夫

- ・例えば、青少年の奉仕活動等に対する顕彰など既存の表彰・顕彰の対象となりにくい者に対する新たな制度の創設、既存の表彰・顕彰の実施の工夫による対象者の拡大

○ 国民の関心を集める顕彰の工夫

- ・積極的に活動を行っている個人や団体などが社会から脚光を浴びるような環境を作り、関係者の意欲を鼓舞し、国民にその功績を広める顕彰の工夫（例：前述の推進月間に合わせて顕彰を実施（「ボランティア大賞」の創設等）、顕彰と合わせて行事の開催等）

○ 緑綬褒章

（授与対象：自ら進んで社会に奉仕する活動に従事し徳行顕著なる方）

・ 栄典制度の在り方に関する懇談会報告書（平成13年10月29日）

(5) 緑綬褒章

緑綬褒章は「孝子など徳行卓絶な者」に対し授与されることとされており、表彰されるべき事績の生じた都度各省庁から推薦されることになっているものの、昭和30年代以降は受章例がない状態となっている。

しかしながら、緑綬褒章のように人の徳義を称える栄典こそ現代において積極的に活用することが望ましい。そこで、従来の緑綬褒章の対象を見直し、さまざまな分野におけるボランティアの活動などで顕著な実績のある個人や団体に授与することとすべきである。

- ・ 栄典制度の改革について（閣議決定，平成14年8月7日）

2 褒章について

褒章については，社会の各分野における優れた事績，行いを顕彰するものとして，年齢にとらわれることなく速やかに顕彰することを基本とし，次に掲げるような運用の改革を進め，積極的に活用する。

- ① 従来運用されていない緑綬褒章をボランティア活動などで顕著な実績のある個人等に授与する。

4 実施時期

勲章及び褒章の改革については，平成15年秋の叙勲及び褒章を目途に実施する。

※ 平成16年春の褒章では，半世紀ぶりに緑綬褒章が26名に授与された。

(参 考)

社会教育功労者表彰要項

昭和59年9月1日 文部大臣裁定
最近改定
平成24年5月31日

1 趣 旨

地域における社会教育活動を推進するため多年にわたり社会教育の振興に功労のあった者、及び全国的見地から多年にわたり社会教育関係の団体活動に精励し社会教育の振興に功労のあった者等に対し、その功績をたたえ文部科学大臣が表彰する。

2 表彰の時期

表彰の時期については、別途文部科学省から被表彰者の推薦者に対して通知することとする。

3 被表彰者の範囲

表彰の対象は、次の（１）又は（２）に該当する者とする。

（１）社会教育の振興に功労のあった者であって、以下の（ア）から（ウ）まで掲げる期間を通算した期間が実質年数10年以上になる者

（ア）地域における社会教育の振興に功労があった期間

（イ）全国的な社会教育の振興に功労があった期間

（ウ）別に定める文部科学省が所管する独立行政法人における社会教育の振興に功労があった期間

（２）上記（１）以外の者であって、社会教育の振興に功労があった国の審議会の委員等その他社会教育において特に功労があったと文部科学大臣が認める者

4 被表彰者の推薦

各都道府県教育委員会、全国的活動を展開する社会教育関係団体及び文部科学省が所管する独立行政法人等（以下、「都道府県等」という。）は、別に定める「候補者推薦要領」（以下、「推薦要領」という。）に従い、文部科学大臣あて推薦することができる。

なお、推薦人数は、次の（１）から（３）に掲げる功労者の区分ごとに、以下のとおりとする。

（１）社会教育の振興に功労のあった者であって、主として地域における社会教育の振興に功労があった者

各都道府県教育委員会2名（ただし、指定都市を含む道府県は、当該指定都市の数だけ人数を増加できる。東京都は4名。）以内で、推薦順位を付する。

（２）社会教育の振興に功労のあった者であって、主として全国的な社会教育の振興に功労があった者各社会教育関係団体1名以内とする。

（３）社会教育の振興に功労のあった者であって、主として文部科学省が所管する独立行政法人における社会教育の振興に功労があった者推薦要領に定める人数とする。

5 被表彰者の決定

文部科学省に社会教育功労者表彰選考委員会を設け、都道府県等から推薦された者について書類審査により選考の上、文部科学大臣が決定する。

6 表彰の方法

別紙様式（略）による文部科学大臣表彰状を授与する。また、必要に応じて記念品を授与するものとする。

なお、被表彰者として決定した者が当該表彰前に死亡した場合には、その遺族に表彰状等を授与することができるものとする。

7 表彰の取消し

次の（１）又は（２）に該当する場合は、表彰を取り消すことができる。

- （１）表彰候補者調書、功績調書及び履歴書に不実の記載があると判明したとき
- （２）被表彰者が法令等の重大な違反行為をし、又は本表彰の趣旨を損なう行為があったとき

（参 考）

候補者推薦要領

昭和59年9月1日生涯学習局長裁定
最近改正
平成24年5月31日

1 推薦方法

別紙様式による表彰候補者調書、功績調書及び履歴書各1部を添えて、文部科学大臣あて推薦する。

2 候補者の例示等

- （１）社会教育功労者表彰要項（以下、「表彰要項」という。）3（１）に係る例示等

（ア）地域における社会教育の振興に功労があった期間

表彰要項3（１）（ア）に該当する期間としては、以下の①から④までに掲げる期間を通算した期間が考えられる。

- ① 社会教育に関する諸活動の指導者として貢献した期間

具体的には、以下の i から iii までに掲げる期間を通算した期間。

- i 社会教育委員，公民館運営審議会委員，図書館協議会委員，博物館協議会委員，青少年教育・女性教育施設の運営委員等として，社会教育に関する諸計画の立案，各種事業の企画実施等に指導的役割を果たした期間
 - ii 生涯学習推進会議等生涯学習推進体制のための組織の各種委員等として，社会教育活動の活性化のために連絡・調整，連携事業の開発，振興に功労のあった期間
 - iii 社会教育の講座，学級，講習会，学校開放事業等の講師，助言者，企画運営担当者，又は社会教育指導員，青少年指導員・青少年相談員等の各種指導員として，社会教育に関する各種の学習活動への指導・助言，援助，生活指導，グループ指導等を行い，地域の社会教育の振興に功労のあった期間
- ② 社会教育施設において，その業務に精励し，他の模範と認められる活動を行っていた期間

具体的には，以下の i から vi までに掲げる施設の職員（補助的な職員は除く。）として，教育活動（講習会，研究会，移動教室等）の援助，拡充，調査研究活動，資料の収集，提供，サービスの整備等に精励し，施設活動の促進に功労のあった期間を通算した期間。

- i 公民館（社会教育法第 20 条，21 条に定める施設に限る。）
 - ii 図書館（図書館法第 2 条に定める施設に限る。）
 - iii 博物館（博物館法第 2 条に定める施設及び同法第 29 条に定める相当施設に限る。）
 - iv 総合社会教育施設（教育委員会が所管する施設に限る。）
 - v 青少年教育施設（教育委員会が所管する施設に限る。）
 - vi 女性教育施設（教育委員会が所管する施設及び教育委員会所管の民法第 34 条法人が管理運営する施設に限る。）
- ③ 社会教育におけるボランティア活動に精励し，他の模範と認められる活動を行っていた期間

具体的には，各種学級・講座における指導・助言，学習相談，学習グループ育成，子どものためのストーリー・テリング，視覚障害者のための点字図書や録音テープの作成，博物館資料の解説・案内，青少年の野外活動の指導，野外の美化活動等社会教育活動として行われる各種の社会奉仕活動，地域活動等に関してボランティアとして精励し，地域住民の新しい連帯をつくり，学習活動や実践活動への参加を促進する活動等に功労があった期間

- ④ 社会教育関係の団体活動に精励し，他の模範と認められる活動を行っていた期間

具体的には，地域における青少年団体，女性団体，成人団体等の各種社会教育関係団体の育成者，リーダー及び構成員として，学習活動の促進，指導者の養成，青少年の健全育成，男女共同参画社会の形成，高齢者の学習・社会参加活動の促進等に精励し，民間の社会教育活動の振興に功労のあった期間

なお，PTA 活動に関する功労のあった期間は，別に表彰制度があるので除くこととする。

- (イ) 全国的な社会教育の振興に功労があった期間

具体的には、全国的な活動を展開する青少年団体、女性団体、成人団体等の社会教育関係団体の役員に従事し、青少年の健全育成、女性、高齢者等の学習活動や社会参加の促進、指導者の養成等民間の社会教育活動の普及、向上に顕著な功労があったと認められる期間が考えられる。なお、「社会教育関係団体」とは、次の i から ii のいずれかに該当するものが考えられる。

- i 社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とする生涯学習政策局各課及びスポーツ・青少年局青少年課所管の民法法人（「公益法人社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」に基づく公益認定を受けて公益社団法人もしくは公益財団法人へ移行した団体を含む。）で、「文部科学大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則」（平成12年総理府・文部省令第4号）、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」（平成8年9月20日閣議決定）などの公益法人に関する規定を遵守し、その活動が適切に行われている団体。
- ii 社会教育団体振興協議会、財団法人社会通信教育協会、日本技能検定協会連合会、社団法人中央青少年団体連絡協議会に10年以上加盟し、顕著な活動を展開している団体。

また、「役員」とは、理事以上の役職であって監事、評議員、代議員、委員、相談役、顧問等は含まないものとする。

（ウ）文部科学省が所管する独立行政法人における社会教育の振興に功労があった期間

表彰要項3（1）（ウ）の文部科学省が所管する独立行政法人とは、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構（東京文化財研究所および奈良文化財研究所を除く）をいう。

表彰要項3（1）（ウ）に関する活動年数には、推薦する独立行政法人の前身である国立の機関における活動も含まれるものとする。

（2）表彰要項3（2）に係る例示等

表彰要項3（2）に該当する者は、表彰要項3（1）の功労と同等以上の功労があると認められる者とする。

3 候補者の対象としない者

以下の（1）から（3）に該当するものは、表彰の重複等を避ける観点から、表彰要項3に該当する者であっても、表彰の候補者の対象とはしないものとする。

- （1）本要領2（1）（ア）①においては、現に地方公共団体に勤務する常勤の職員。
- （2）社会教育に関する功労による叙勲、褒章受賞者（推薦年度における候補者を含む）。
- （3）過去に社会教育に関する功労により文部大臣表彰及び文部科学大臣表彰を受けた者。

4 推薦人数

表彰要項4（3）の推薦人数は以下のとおりとする。

法人名等	施設数	推薦人数
国立女性教育会館	1	1名以内
国立科学博物館	1	1名以内
国立青少年教育振興機構	28	28名以内
国立オリンピック記念青少年総合センター，国立大雪青少年交流の家，国立岩手山青少年交流の家，国立磐梯青少年交流の家，国立赤城青少年交流の家，国立能登青少年交流の家，国立乗鞍青少年交流の家，国立中央青少年交流の家，国立淡路青少年交流の家，国立三瓶青少年交流の家，国立江田島青少年交流の家，国立大洲青少年交流の家，国立阿蘇青少年交流の家，国立沖縄青少年交流の家，国立日高青少年自然の家，国立花山青少年自然の家，国立那須甲子青少年自然の家，国立信州高遠青少年自然の家，国立妙高青少年自然の家，国立立山青少年自然の家，国立若狭湾青少年自然の家，国立曾爾青少年自然の家，国立吉備青少年自然の家，国立山口徳地青少年自然の家，国立室戸青少年自然の家，国立夜須高原青少年自然の家，国立諫早青少年自然の家，国立大隅青少年自然の家		左記の各施設から1名以内
国立美術館	5	5名以内
東京国立近代美術館，京都国立近代美術館，国立西洋美術館，国立国際美術館，国立新美術館		左記の各施設から1名以内
国立文化財機構	4	4名以内
東京国立博物館，京都国立博物館，奈良国立博物館，九州国立博物館		左記の各施設から1名以内

5 留意事項

推薦に当たっては、関係者からなる選考委員会を設けるなど、慎重に調査及び審査すること。

2 ボランティア活動の定義等について

1 ボランティアの語源

英語の志願兵が語源であるというのが一般的であるが、ラテン語のボランタール（自由意志）からきているとも言われている。

2 ボランティア活動の定義

○ 生涯学習審議会答申「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について」

（平成4年7月29日）

ボランティア活動は、個人の自由意思に基づき、その技能や時間等を進んで提供し、社会に貢献することであり、ボランティア活動の基本的理念は、自発（自由意思）性、無償（無給）性、公共（公益）性、先駆（開発、発展）性にあるとする考え方が一般的である。

○ 世界ボランティア宣言（1990年、ボランティア活動推進国際協議会総会）

ボランティアとは「個人が自発的に決意・選択するものであり、人間の持っている潜在的な能力や日常生活の質を高め、人間相互の連帯感を高める活動である。」

○ 国民生活白書（平成5年）

（ボランティア活動とは何か）

一般的に、ボランティア活動は、報酬を目的とせず、自発的な意思に基づいて自分の労力等を他人や社会のために提供することといった意味でとらえられることが多い。

○ 国民生活白書（平成12年）

（ボランティアの考え方）

ボランティアの最大公約数的な要素として次の2点を考えている。

- ① 自発性：自らの意思に基づいて行動する。
- ② 貢献性：（社会の一員として）他の人々や社会の福利を向上させる。

なお、活動は基本的に無対価であり、自らの経済的利益を求めることが中心的な動機にはならない。

○ 広辞苑

ボランティア【volunteer】

（義勇兵の意）志願者。奉仕者。自ら進んで社会事業などに無償で参加する人。

※ 奉仕活動

○ 中央教育審議会答申「青少年の奉仕活動・体験活動の推進方策等について」（平成14年7月29日）

我々は、個人が能力や経験などを生かし、個人や団体が支え合う、新たな「公共」に寄与する活動、具体的には、「自分の時間を提供し、対価を目的とせず、自分を含め他人や地域、社会のために役立つ活動」を可能な限り幅広くとらえ、こうした活動全体を幅広く「奉仕活動」と考えることとしたい。

3 世界ボランティア宣言

I A V E - International Association for Volunteer Efforts (ボランティア活動推進国際協議会) は、百を超す国々のボランティアリーダーや指導的立場の組織が参加する世界的ネットワークであり、世界ボランティア会議を隔年で、さらに地域別のボランティア会議を開催しています。

この I A V E は、1990年パリで開催された会議において最初の「世界ボランティア宣言」を発表しました。その後、変化しつづける世界の現状に対応するために、さらに2001年のボランティア国際年に向けて新たな宣言を採択するために、I A V E は検討と対話の積み重ねを1998年から世界中ではじめました。

そして、2001年1月アムステルダムで開かれた第16回世界ボランティア会議において、新たな世界ボランティア宣言が I A V E の国際理事会によって採択されました。

世界ボランティア宣言

ボランティア活動は市民社会に必須の基盤である。それは、すべての人々のために平和や自由機会、安全、そして正義を希求するという人類のもっとも崇高な願いに灯をともし活動である。

グローバリズムの拡大とたゆまない変化の時代である今日、世界はより狭く、互いに依存し合い、複雑になってきている。そうした世界において、個人的か組織的であるかにかかわらず、ボランティア活動は次のようなものと言える。

- * 共同体、助け合い、奉仕がもつ人間にとっての価値を認め、それを高める活動。
- * 参加する一人ひとりが、一生を通じて学び成長し、自分たちのあらゆる可能性に目覚めつつ、地域社会の一員として権利を行使し責任を果たす活動。
- * 人々が、困難を分かち合い、運命をともにするための画期的な解決策を協働の中から生み出しながら、互いの違いを越えてつながり、健全で持続的な共同体として共に生きるための活動。

新たな千年期が幕を開けた今、ボランティア活動はあらゆる社会にとって欠くことのできない重要な要素である。ボランティア活動は、「私たち人類には世界を変える力がある」という国連宣言を実践し、具体化する活動である。

* * *

我々は、文化、民族、宗教、年齢、性別、さらには身体的、社会的、経済的状況に関係なく、すべての女性、男性、子どもたちが自由に集まり、ボランティア活動を行う権利を持っていることをここに宣言する。世界のすべての人々が、他者や地域社会のために金銭的な見返りを期待せずに、個人または集団として、自分の時間、能力、そしてエネルギーを自由に提供する権利を認められるべきである。

我々は、ボランティア活動の発展に向けて次のような取り組みを行う。

○ボランティア活動の課題を明らかにして、課題を解決するための取り組みに社会全体の参加を引

き出す。

- 社会に貢献する活動を通して、若者たちが人生において継続的にリーダーシップを発揮するように励まし、機会を与える。
- 自分たちの意思を社会に向けて表明できない人々の声になる。
- ニーズを持つ当事者自身のボランティア活動への参加を促進する。
- 行政や企業など他のセクター、または有給職員の役割を肩代わりするのではなく、彼らの責任の範疇を越えていて彼らにはできない役割を果たす。
- 人々が新しい知識や技能を取得し、個人としての能力、自立する力、そして新たな取り組みを生み出す力を十分に高めることができるように支援する。
- 家族、地域社会、国家、そして国際社会の連帯を促進する。

ボランティアが活動する組織や地域社会は、以下の事柄について責任を果たさなければならない。

- 互いが合意した目標の実現に役立つ意義ある活動をボランティアが行えるよう環境を整える。
- 組織とボランティアが互いの関わりを終わらせる場合やボランティア活動の方針を策定するとうような場合の条件を含め、ボランティアの参加基準を明らかにする。
- ボランティアとその対象となる人々を危険から守る適切な方策をとる。
- ボランティアに対して適切な研修の機会を提供し、評価や表彰を定期的に行う。

ボランティア活動への参加を妨げる物理的、経済的、社会的、そして文化的な障害を取り除いて、誰もが参加できるようにする。

国連人権宣言に謳われている基本的人権を尊重し、ボランティア活動の原則とボランティアおよび彼らが活動する組織の責任を鑑みて、我々はボランティア、様々な分野のリーダー、そして国連にたいし以下の要請をする。

ボランティアへの要請

すべてのボランティアは、自分たちには次のような活動を創りつなぎ合わせる使命があることに目覚め、信念をもってそれを表明しなければならない。

- すべての人々の尊厳が守られる健全で持続可能な地域社会を築く。
- 人として自らの権利を行使することによって生活を改善していくよう人々を力づける。
- 社会、文化、経済、そして環境の問題を解決する手助けをする。
- 世界中で協力し合うことによって、より人道的で公正な社会を築く。

リーダーへの要請

○すべての分野のリーダーは、ボランティア活動を推進する基本的な組織として、力を持ち、人々の目につき、かつ効果的な地域または全国的な「ボランティアセンター」を設立するために協力し合

う。

- 政府は、すべての人々がボランティア活動を行う権利を保証し、参加を妨げる法制度を改め、政府の活動にたいするボランティアの参画を促進し、ボランティアを効果的に募集しマネジメントするために必要な資源を民間組織に提供する。
- 企業は、社員が地域の中でボランティア活動に参加するように奨励・促進を行い、そして地域や組織がボランティア活動を支える基盤を強化するために人的・財政的な資源を提供する。
- メディアは、ボランティアに関する報道を行い、人々のボランティア活動への参加を奨励し手助けする情報を提供する。
- 教育機関は、人々がボランティア活動を振り返り、体験から学ぶ機会をつくり、あらゆる年代の人々がボランティア活動に参加するよう奨励し手助けする。
- 宗教組織は、誰もが持っている他者のために役立ちたいという精神的な欲求を満たす行為としてボランティア活動を積極的に認める。
- 民間組織は、ボランティアに友好的な組織内の環境を創り、ボランティアが効果的に参画するために必要な人的・財政的な資源を投入する。

国連への要請

- 自由主義社会の拡大を強く押し進めるという立場から、本文を「ボランティアと市民社会の十年」として国連が宣言する。
- I A V E のマーク「red V (レッドブイ)」をボランティア活動の世界共通シンボルとして認証する。

すべての人々や国々の団結の象徴として I A V E は、世界中のボランティアとあらゆる分野のリーダーたちにたいして、効果的で誰にとっても参加しやすいボランティア活動を推進し支援するパートナーとして結束することを求める。I A V E は、世界中のボランティアが本文を検討、議論、支持し、そしてその内容を実現することを願い、この「世界ボランティア宣言」を布告する。

4 諸外国におけるボランティア活動について 「諸外国におけるボランティア活動に関する調査研究報告書」 (抜粋)

〔平成19年3月 文部科学省委託
諸外国におけるボランティア活動に関する調査研究実行委員会〕

各国別まとめ

(1) アメリカ

アメリカ社会は、建国以来、ボランティア精神・ボランティア活動を国の基礎として重要視してきた。次世代を担う若者がボランティア活動をどのように経験するべきかは、歴代の政権の重要な政策課題である。ボランティア活動を振興するための法律と担当機関も整備されている。2001年の同時多発テロや大規模なハリケーン災害が生じてから、2002年以降、国民のボランティア活動への参加が高まっている。また、近年では、ベビーブーマー世代（1946～1964年生まれ）の中高年層の経験とスキルを活用したボランティア活動の振興も取り組まれている。

項目	まとめ
1. ボランティア活動に関する考え方	他者や社会のために個人が自発的に行う活動。青少年にはサービス・ランニングを通じて次世代を担う市民となることが、退職者・高齢者等にはボランティア活動を通じて社会との関わりを持ち、健康増進、生きがいづくりが期待されている。
2. ボランティア活動の現状	労働省労働統計局が毎年9月にボランティア活動に関する統計をとっている。16歳以上の国民でボランティア活動に参加した人の割合は26.7%である（2006年9月時点）。活動分野では宗教や教育が多い。NPOは約85万団体であり、多くのNPOがボランティア活動の場となっている。
3. ボランティア活動に関する制度の概要	ボランティア活動を振興するための法律、ボランティア活動者を保護するための法律などが制定されている。これらの法律に基づいて、連邦政府はボランティア活動プログラムを積極的に実施しており、その担当機関が、Corporation for National and Community Service (CNCS)である。この他に、全米のボランティアセンターを支援するポイント・オブ・ライト財団等がある。
4. 公的制度による施策・事業	CNCSによって多くの全米規模のボランティア活動プログラムが実施されている。K-12および大学生を対象とした Learn and Serve America Grant Program, 18歳以上の若者を対象とした Volunteers in Service to America (VISTA), AmeriCorps*NCCC (National Civilian Community Corps), AmeriCorps*State and National Programs, 55歳以上の退職者を対象とした Retired Senior Volunteer Program (RSVP), 60歳以上の低所得高齢者を対象とした Foster Grandparent Program, Senior Companion Programがある。

5. 民間による施策・事業	多くのNPOがボランティアを活用しながら事業を実施している。全米規模のNPOとしては、56万人のボランティアを擁するYMCA等がある。
6. ボランティア活動を促進するための社会的基盤	ボランティアセンターやマッチングのためのHPを気軽に利用できる。また、ボランティア活動を評価し表彰する制度も多い。ボランティア活動を始めるきっかけになるイベントも定期的に行われている。さらに、ボランティア活動の経験が大学入試や企業の採用の際に評価される。ボランティア活動の受け皿であるNPOには寄付、税制優遇等の支援があり、安定的に事業を行うことに役立っている。

(2) イギリス

イギリスには長いチャリティの歴史があるが、ブレア政権が、左翼の「国有化路線」と新保守主義の「市場万能主義」でもない、「第三の道」としてボランティアセクターとの新しいパートナーシップを鍛え上げる必要性を訴え、力を入れている。特に若者のボランティア活動を促進するために、ミレニアムボランティア（1999年～）、中等教育におけるシチズンシップ教育の義務化（2002年～）、チャリティ法の改正（2004年法案提出、2006年成立）、ラッセル委員会による活動促進フレームワークの検討（2005年）などが行われている。

項目	まとめ
1. ボランティア活動に関する考え方	「ボランティア」について定まった定義はないが、英国ではボランティア団体等に参加しての「公的（formal）ボランティア」だけでなく、団体などに参加せずに親族以外の人に無償でサービスを提供することも「ボランティア」に含み、これを「私的（informal）ボランティア」と呼ぶ。
2. ボランティア活動の現状	月に1回以上団体に参加しての公的ボランティア活動をしている人の割合は29%、私的ボランティアをしている人は37%である。また78%の人は月1回以上寄付をしている。イングランド・ウェールズの登録チャリティ団体は19万団体である。
3. ボランティア活動に関する制度の概要	関連法としては1601年の公益ユース法、1853年の公益信託法、1960年のチャリティ法（2006年改正）がある。チャリティ法では、公益性の定義や、団体の登録・監督を行うチャリティ委員会などについて定められている。ボランティア活動は2006年5月より、内閣府の第三セクター局、地方自治体・コミュニティ省が管轄している。
4. 公的制度による施策・事業	中等教育（7年生～11年生）においてシチズンシップ教育が義務化されており、教育内容の一つとしてボランティア活動がある。高等教育については政府の高等教育コミュニティアクション基金が、大学生・職員への機会提供のコーディネイトを行っている。1999年に始まったミレニアムボランティアや2004年のラッセル委員会報告による青少年のボランティア活動促進プログラム、2001～04年の寄付キャンペーンなどがある。
5. 民間による施策・事業	大学入学資格取得後に入学を1年遅らせてボランティア活動などに従事し

業	て見聞を広める「ギャップイヤー」、大手チャリティ団体CSVが提供するボランティアプログラム、シチズンシップ財団が提供するシチズンシップ教材やプログラム、民間財団による団体への資金支援などがある。
6. ボランティア活動を促進するための社会的基盤	ボランティア活動に参加する人に対して、保険商品が発達している。また登録チャリティへの寄付に対して税制優遇する「ギフト・エイド」や「天引き寄付」の促進策がとられている。参加者を表彰する賞も多数ある。 一方、活動団体への優遇措置としては、登録チャリティに対する税制優遇、公的補助金、優れた活動団体を表彰する賞などがある。

(3) ドイツ

ドイツでは社会の諸問題に対処するにあたって「補完性の原理」(Subsidiaritätsprinzip= subsidiarity principle; 民間の取り組みによって課題解決ができない場合に公権力が介入するという原理)が貫かれている。この原理のもとにボランティア活動が行われている。ボランティア活動の主要な分野の一つである医療・福祉分野では6つの公益福祉団体のサービス独占状態にあったため、介護保険制度の導入時に、小規模ボランティア団体に対する支援などが積極的に行なわれた。近年では2001年の「国際ボランティア年」を機にさらにボランティア活動が広がった。市民活動連邦ネットワークがつくられたほか、若年者によるボランティア活動(社会活動年、環境活動年)に関する法制度が新しいものへと改変された。

項目	まとめ
1. ボランティア活動に関する考え方	ボランティア活動に相当する言葉としては、freiwilliges Engagement(自発的な社会参加)が使われる。Soziale Dienst(社会サービス)は、社会奉仕活動を表す最広義の用語である。兵役代替奉仕(Zivildienst)をボランティアに含めるかどうかは判断が分かれるが、連邦家族・高齢者・女性・若者省(BMFSFJ; 以下、連邦家族省)ではボランティア活動に含めている。
2. ボランティア活動の現状	若年男性が対象となる兵役代替奉仕、若年者(男女)を対象とした社会活動年(FSJ)、環境活動年(FÖJ)等の活動者、それ以外の活動者がいる。14歳以上のボランティア活動参加率は1999年の34%(2,200万人)から、2004年の36%(2,340万人)に微増している。ボランティア活動領域としては、スポーツ・運動が最も多く、次いで学校・幼稚園、教会・宗教、文化・音楽、社会福祉、余暇・交際などの順となっている。
3. ボランティア活動に関する制度の概要	関連法には、連邦家族省の所管となる兵役代替奉仕法(2006年改正)、社会活動年促進法(2004年改正)、環境活動年促進法(2004年改正)、経済協力開発省が所管となる海外開発援助法(発展途上国援助者法)などがある。
4. 公的制度による施策・事業	前述の法律に基づく兵役代替奉仕制度、社会活動年制度、環境活動年制度がある。連邦・州政府はかかる制度参加者について、受入れ先機関の許認可、研修の実施、各種手当の支給、活動中の監督・ケア等を行う。
5. 民間による施策・事業	民間の企業や財団が、ボランティア活動者や活動団体を直接支援しているケ

業	ースもある。民間のプログラムとして、記念物保護活動（FJD）、文化ボランティア活動年（FSJ/KB）などがあったが、これらは2001年の法律の新規制定により、国の社会活動年に含まれた。
6. ボランティア活動を促進するための社会的基盤	若年層を対象にした兵役代替奉仕等については、被服費、宿泊代、食事等の経済的支援がされる。それ以外の年齢層に対しては経済的支援は行なわれていないが、国が管轄する相談窓口や支援機関が開設されている。この他、連邦のプログラムとして、「社会奉仕の日」、「世代を超えたボランティアサービス」、「ボランティアの専門性向上のためのトレーニング」がある。

(4) フランス

フランスのボランティア活動者はベネヴォラとヴォロントリアに大きく分けられる。ベネヴォラは非営利団体アソシアシオンで無償の労働を提供する人である。活動内容は、アソシアシオンの他の会員のためになる業務を引き受けること、また高齢者や障害者支援の活動団体で第三者に対してサービスを提供することなどだが、社会的地位はほとんどない。一方、ヴォロントリアは起源が兵役にあり、有給で社会保険にも加入する。活動内容は、国際協力や国内の治安維持などである。ヴォロントリアは防衛省・外務省が管轄しているが、アソシアシオン活動（ベネヴォラの活動、および他人に貢献しなくても自分の楽しみのために活動に参加している会員）は青少年・スポーツ・アソシアシオン活動省や内務国土開発省が管轄して奨励している。

項目	まとめ
1. ボランティア活動に関する考え方	ボランティア活動者にはベネヴォラとヴォロントリアがある。ベネヴォラは非営利団体アソシアシオン他の会員のためになる業務を引き受けること、また高齢者や障害者支援の活動団体で第三者に対してサービスを提供することを指す。一方、ヴォロントリアは起源が兵役にあり、国際協力や国内の治安維持などに従事する。アソシアシオンは、第三者のためになる活動をしているとは限らず、構成員の共益のみを目的とする団体が多い。
2. ボランティア活動の現状	ベネヴォラとして無償の労働を提供している人は15歳以上人口の26%であり、アソシアシオンのイベントの準備・参加、スポーツや文化の指導などが多い。高齢者や障害者の支援をしている人は全体の9%である。全国のアソシアシオンは約90万団体、新規届出の多い分野は文化・観光・国際交流である。ヴォロントリアは1997年の兵役廃止後は減少傾向にある。
3. ボランティア活動に関する制度の概要	アソシアシオンについては1901年のアソシアシオン契約に関する法律、ヴォロントリアについては国民役務法典および近年の関連法に定められている。アソシアシオン活動は青少年・スポーツ・アソシアシオン活動省や内務・国土開発省、ヴォロントリアは防衛省・外務省が管轄している。
4. 公的制度による施策・事業	海外の企業・大使館におけるヴォロントリア、外務省の認可アソシアシオンにおける国際協力活動、国民役務ヴォロントリアは防衛省・外務省が管轄する公的事業である。アソシアシオンは公的な活動促進委員会、公的な研修支

	援などはあるものの公的事業は少ない。
5. 民間による施策・事業	「若者と再構築」では国内外のボランティアプログラムの仲介をしている。「ボランティア広場」「フランス・ベネヴォラ」といったボランティア受け入れ団体の情報サイトがある。フランス財団では活動への助成・表彰を行っている。
6. ボランティア活動を促進するための社会的基盤	兵役に起源をもつヴォロントリアは従事期間中に手当を受け、社会保険の加入対象でもある。アソシエーション活動促進委員会や青少年生涯学習研究所ではボランティアのための研修を実施している。条件を満たす団体への寄付は税制優遇される。アソシエーションのうち条件を満たすものは法人税・付加価値税などが免除となる。

(5) スウェーデン

スウェーデンは「組織の国」と呼ばれるほど組織づくりが盛んであり、ボランティア活動も組織を通じて行うのが一般的である。また、その活動は、公益的・奉仕的なものというよりも、自分や仲間のための活動、余暇活動の一環として捉えられている。

項目	まとめ
1. ボランティア活動に関する考え方	ボランティア活動は当事者団体などの組織に所属して、自分や仲間のために行う活動が一般的であり、余暇活動の一種と捉えられている。また、対人サービス等を直接提供する「直接ボランティア」よりも、組織運営等に参加する「間接ボランティア」の方が盛んである。近年はEU加盟等の影響を受けて、組織に属さないでボランティア活動を行う人も増えている。
2. ボランティア活動の現状	住民の9割は何らかのボランティア組織に属しており、一ヶ月に平均6時間のボランティア活動を行っている。ボランティア活動を行っている可能性のある非営利組織の総数は約18万と推計されている。
3. ボランティア活動に関する制度の概要	ボランティア活動全般に関する法律はない。担当省庁は組織の種類により分かれているが、ボランティア活動研究等を行うセクションは社会庁に設置されている。
4. 公的制度による施策・事業	中学2～3年頃に、学校で職業体験プログラム「PRAO（労働生活実習）」が行われる。ただし、義務化はされていない。 欧州委員会によるヨーロッパ・ボランタリー・サービスに受け入れ側・送り込み側双方に参加している。
5. 民間による施策・事業	中学・高校の生徒会連合会が主催する「オペレーション・ア・デイズ・ワーク」（生徒が働いて集めたお金を、途上国の教育分野に関するプロジェクトに寄付する）や、「5月の花」（ピンバッジを子どもたちが売ってお金を集め、それを各種プロジェクトに寄付する）といった活動が行われている。
6. ボランティア活動を	ボランティア希望者と、ボランティアの対象者ないしボランティア団体をマ

促進するための社会的基盤	マッチングする仕組みが、90年代以降につくられている（地域単位で設置される「ボランティア・センター」、ネット上のマッチングサイト「ボランティア・ビューロー」）。ボランティア団体は保健をにかけていることが多い。進学・就職等の際にボランティア活動が考慮されることはない。ボランティア団体への税制優遇措置もない。
--------------	---

(6) 韓国

韓国におけるボランティア活動は、学校教育課程におけるボランティア活動の事実上の義務化の影響を受け、中学・高校生を中心にボランティア活動が実践され、19歳までの年齢層のボランティア活動参加率は約6割となっている。また、自願奉仕活動基本法の制定により、「自願奉仕センター」の設置根拠が明確になり、行政支援の下、ボランティア活動支援機能の拡充が進められている。

項目	まとめ
1. ボランティア活動に関する考え方	韓国においてボランティア活動を指す言葉として「自願奉仕活動」があり、「社会のために、自発的に無償で自らの時間と努力を提供する行為」と考えられている。また、学校教育課程におけるボランティア活動は、そうした「社会参加意識」を醸成するための取り組みと考えられている。
2. ボランティア活動の現状	全年齢を平均したボランティア活動の参加率は14.3%であり、最も参加率が高いのは中学・高校生で、約6割の生徒がボランティア活動に参加している。中学・高校生を対象としたボランティア活動に対する意識調査では、「近隣の人々を助ける活動」(31.1%)、「社会を住みやすくする活動」(25.7%)、「内申成績に反映されるために行う活動」(20.3%)となっている。
3. ボランティア活動に関する制度の概要	2005年に「自願奉仕活動基本法」が制定され、ボランティア活動の定義、ボランティア振興の方向性が整理された。同時に、全国一律のボランティアの管理・評価の方法が規定され、センターの整備も進められている。
4. 公的制度による施策・事業	自願奉仕活動基本法の制定を背景として、全国248ヶ所の「自願奉仕センター」と全国16ヶ所の「青少年振興センター」を中心に、ボランティア活動プログラムの開発、ボランティア活動情報の提供・マッチング、各種研修の実施、ボランティア活動時間の把握・管理、保険の提供が行われている。また、中央組織として、「自願奉仕センター協議会」、「韓国青少年振興センター」が設置され、ボランティア管理方法の統一化を図っている。
5. 民間による施策・事業	全国の「自願奉仕活動センター」とボランティア団体を構成員とする「ボランティア21」がアドボカシー機能を担っている。また、「自願奉仕联合会」は欧米のNPOと連携し、ボランティア・マネジメントのノウハウの導入を進めている。
6. ボランティア活動を促進するための社会的基盤	教育課程でのボランティア活動は学校が主導して行っており、「青少年振興センター」が受入先の紹介や活動時間管理を担っている。活動時間による評価は、大学への内申成績に利用されている。韓国ではインターネットの利用

	率が高い上、各センターがホームページ上でボランティア募集の情報や活動報告を掲載しており、希望者は簡単にアクセスすることができる。「自願奉仕センター」が全国一律にボランティアを対象とした保険を提供している。
--	--

(7) 中国

中国におけるボランティア活動は、主として大学生と若年労働者による「青年志願者活動」と地球コミュニティにおける共益的活動である「社区志願者活動」を中心に展開してきた。これらはボランティア活動プログラムを提供する事業であると同時に、各地に拠点を展開し、ボランティアの管理・評価・褒賞の方法を定めるなど、社会的基盤としても浸透してきた。一方で、個人的なネットワークに基づく相互扶助的な活動や草の根NGOの拡大など、ボランティア活動の場は急速に多様化している。

項目	まとめ
1. ボランティア活動に関する考え方	ボランティア活動を指す言葉として「志願者活動」が当てはまり、「自らの持つ資源を社会の他の構成員のために活用し、調和ある社会を構築すること」が、ボランティア活動の目的として考えられている。
2. ボランティア活動の現状	正確な統計は存在しないが、青年志願者活動の中心は大学生と若年労働者であり、数百～1,000万人が参加していると見られている。また、社区志願者活動についても、1,000万人を超える人々が参加していると見られている。
3. ボランティア活動に関する制度の概要	全国レベルのボランティア活動に関する法律はない。ボランティアの管理方法については、「青年志願者管理方法」（2005年）と「社区志願者管理方法（試行）」（2007年）が發布されている。地域レベルでは、8省10市1自治区で、ボランティア管理条例が制定されている。
4. 公的制度による施策・事業	青年志願者活動、社区志願者活動とも、政府の政策として実施されており、青年志願者活動では国家レベルでのプロジェクトや海外ボランティア活動プログラムなどが、社区志願者活動では地域の共益的なボランティア活動プログラムなどが提供されている。自治体レベルでは、政府の事業に沿った形での事業が提供されている（例：上海市では「西部奉仕計画」の参加者を対象とした生活費補助給付制度を実施）。
5. 民間による施策・事業	民間の非営利団体には、政府の計画を実行する性格が強い団体が多く、中でも「青年志願者協会」は国家プロジェクトとしてボランティア活動プログラムを提供している。一方、草の根NGOの中には、海外のNGOと連携して活動を展開している団体もあり、今後ボランティア活動の受け皿として拡大していくと見られている。
6. ボランティア活動を促進するための社会的基盤	青年志願者活動と社区志願者活動を中心に、ボランティア活動の支援拠点が全国に数多く設置されている。また、省・市レベルの条例や全国通達によって、ボランティアの登録・管理・評価・褒賞の方法が整備されている。一方、保険制度は、「西部奉仕計画」やオリンピックなど一部のプロジェクトで導入されているが、全国規模ではまだ規定されていない。また、ボランティア

団体を対象とした支援制度についても、全国的に制度として規定されたものはない。